

京都市教育長告示第9号

京都市野外活動施設花背山の家条例第4条ただし書の規定に基づき、京都市野外活動施設花背山の家を次のとおり臨時に休所します。

令和2年11月4日

京都市教育長 在田正秀

臨時に休所する日 令和2年12月7日（月）及び同月8日（火）

（野外活動施設花背山の家事業課）